

新潟市公文書管理条例（令和3年条例第3号）新旧対照表 【令和5年4月1日施行】

改正後	改正前	備考
<p>第1条～第9条（略） （特定歴史公文書の保存等）</p> <p>第10条 市長は、特定歴史公文書を、第21条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。</p> <p>2 特定歴史公文書は、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。</p> <p>3 市長は、特定歴史公文書に個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報及び新潟市死者情報の開示に関する条例（令和5年条例第 号。以下「死者情報開示条例」という。）第2条第2号に規定する死者情報が記録されている場合には、当該個人情報及び死者情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 市長は、規則で定めるところにより、特定歴史公文書の適切な保存及び利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。</p> <p>第11条（略） （利用請求の取扱い）</p> <p>第12条 市長は、利用請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。</p> <p>（1）当該特定歴史公文書が実施機関から移管されたものであって、当該特定歴史公文書に次に掲げる情報が記録されている場合</p>	<p>第1条～第9条（略） （特定歴史公文書の保存等）</p> <p>第10条 市長は、特定歴史公文書を、第21条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。</p> <p>2 特定歴史公文書は、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。</p> <p>3 市長は、特定歴史公文書に個人情報（新潟市個人情報保護条例（平成13年新潟市条例第4号。以下「個人情報保護条例」という。）第2条第1号の規定する個人情報をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 市長は、規則で定めるところにより、特定歴史公文書の適切な保存及び利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。</p> <p>第11条（略） （利用請求の取扱い）</p> <p>第12条 市長は、利用請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。</p> <p>（1）当該特定歴史公文書が実施機関から移管されたものであって、当該特定歴史公文書に次に掲げる情報が記録されている場合</p>	<p>現行の個人情報保護条例では個人情報に死者情報を含んでいるが、個人情報保護法及び法施行条例では死者情報は含まれない。</p> <p>引き続き、特定歴史公文書の保存における個人情報漏えい防止の対象に死者情報を含めるため、死者情報開示条例に規定する死者情報を追加。</p> <p>情報公開条例に追加される非開示情報（行政機関等匿名加工情報）に合わせて、</p>

- ア 情報公開条例第6条第1号に掲げる情報
- イ 情報公開条例第6条第2号に掲げる情報
- ウ 情報公開条例第6条第2号の2に掲げる情報
- エ 情報公開条例第6条第3号に掲げる情報
- オ 情報公開条例第6条第4号に掲げる情報
- カ 情報公開条例第6条第6号ア又はオに掲げる情報

(2) (略)

2 (略)

3 市長は、第1項第1号及び第2号に掲げる場合であっても、当該特定歴史公文書が、同項第1号アからカまでに掲げる情報又は同項第2号の条件に係る情報が記録されている部分とその他の部分からなる場合において、これらの部分を容易に、かつ、利用請求の趣旨を失わない程度に合理的に分離できるときは、利用請求者に対し、その他の部分に記録された情報を利用させなければならない。

(利用請求に対する決定等)

第13条 市長は、利用請求があったときは、第19条の規定により一般の利用に供するものを除き、当該利用請求があった日から14日以内に、当該利用請求に係る特定歴史公文書を利用させるかどうかの決定（以下「利用決定等」という。）をしなければならない。ただし、第11条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2～4 (略)

5 市長は、利用請求に係る特定歴史公文書が著しく大量であるため、利用請求があった日から44日以内にその全てについて利用決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれが

- ア 情報公開条例第6条第1号に掲げる情報
- イ 情報公開条例第6条第2号に掲げる情報
- ウ 情報公開条例第6条第3号に掲げる情報
- エ 情報公開条例第6条第4号に掲げる情報
- オ 情報公開条例第6条第6号ア又はオに掲げる情報

(2) (略)

2 (略)

3 市長は、第1項第1号及び第2号に掲げる場合であっても、当該特定歴史公文書が、同項第1号アからオまでに掲げる情報又は同項第2号の条件に係る情報が記録されている部分とその他の部分からなる場合において、これらの部分を容易に、かつ、利用請求の趣旨を失わない程度に合理的に分離できるときは、利用請求者に対し、その他の部分に記録された情報を利用させなければならない。

(利用請求に対する決定等)

第13条 市長は、利用請求があったときは、第19条の規定により一般の利用に供するものを除き、当該利用請求があった日から起算して15日以内に、当該利用請求に係る特定歴史公文書を利用させるかどうかの決定（以下「利用決定等」という。）をしなければならない。ただし、第11条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2～4 (略)

5 市長は、利用請求に係る特定歴史公文書が著しく大量であるため、利用請求があった日から起算して45日以内にその全てについて利用決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずる

特定歴史公文書の利用請求に対する非開示情報を追加。

情報公開条例及び個人情報保護法施行条例に倣い、民法の初日不算入の記載に統一。

ある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、利用請求に係る特定歴史公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定等をし、残りの部分については相当の期間内に利用決定等を行うことができる。この場合において、市長は、第1項に規定する期間内に、利用請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この項を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの部分の特定歴史公文書について利用決定等を行う期限
(本人情報等の取扱い)

第14条 市長は、第12条第1項第1号イの規定にかかわらず、同号イに掲げる情報により識別される特定の個人（以下この項において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史公文書について利用請求があった場合において、規則で定める本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書につき同号イに掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

2 市長は、第12条第1項第1号イに掲げる情報であって、死者に関する情報が記載されている特定歴史公文書について、次に掲げる者から利用請求があった場合に、規則で定める書類の提示又は提出があったときは、前項の規定により利用させなければならない。

- (1) 死者情報開示条例第3条各号に掲げる者
- (2) 審議会の意見を聴いた上で市長が適当であると認める者

第15条 (略)

おそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、利用請求に係る特定歴史公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定等をし、残りの部分については相当の期間内に利用決定等を行うことができる。この場合において、市長は、第1項に規定する期間内に、利用請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この項を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの部分の特定歴史公文書について利用決定等を行う期限
(本人情報の取扱い)

第14条 市長は、第12条第1項第1号イの規定にかかわらず、同号イに掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史公文書について利用請求があった場合において、規則で定める本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書につき同号イに掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

2 市長は、死者を本人とする第12条第1項第1号イに掲げる情報が記載されている特定歴史公文書について、次に掲げる者から利用請求があった場合に、規則で定める書類の提示又は提出があったときは、前項の規定により利用させなければならない。

- (1) 個人情報保護条例第13条第3項各号に掲げる者
- (2) 審議会の意見を聴いた上で市長が適当であると認める者

第15条 (略)

現行の個人情報保護条例では個人情報に死者情報を含んでいるが、個人情報保護法及び法施行条例では死者情報は含まれない。

引き続き、死者情報が記載された特定歴史公文書を利用できる者に、死者の配偶者や子等を含めるため、死者情報開示条例の規定に改正。

2 (略)

3 市長は、特定歴史公文書であって第12条第1項第1号オに該当するものとして第8条第6項の規定により意見を付されたものを利用させる旨の決定をする場合には、あらかじめ、当該特定歴史公文書を移管した実施機関に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

第16条～ (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(新潟市公文書管理条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前に第5条の規定による改正前の新潟市公文書管理条例第14条第2項の規定による請求がされた場合における同条に規定する情報の取扱いについては、なお従前の例による。

2 (略)

3 市長は、特定歴史公文書であって第12条第1項第1号エに該当するものとして第8条第6項の規定により意見を付されたものを利用させる旨の決定をする場合には、あらかじめ、当該特定歴史公文書を移管した実施機関に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

第16条～ (略)